

特許の進歩性判断における「技術常識等」の役割と活用ガイドライン

近時の裁判例に基づき、特許の進歩性判断において「技術常識等」がどのように認定され、判断（発明認定、動機付け、阻害要因など）に影響を与えるかを視覚的に解説。引用例にない場合でも、当業者の知識や社会的要請（CO2削減等）が視拠となり得る。

進歩性判断のプロセスと技術常識の介入（ステップA～E）

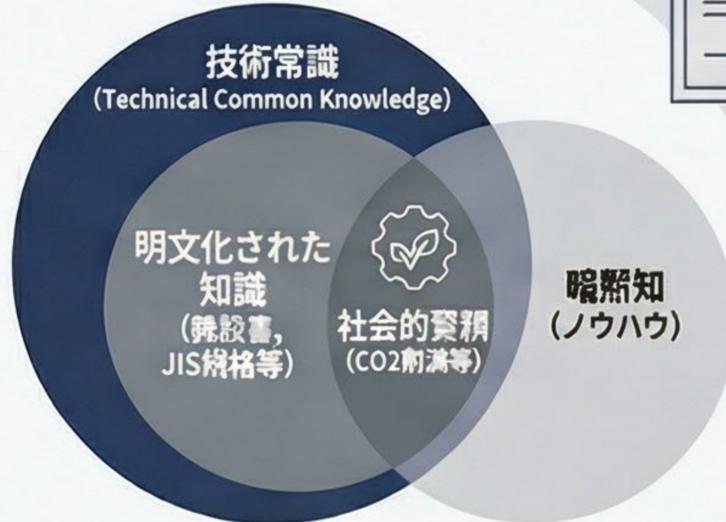
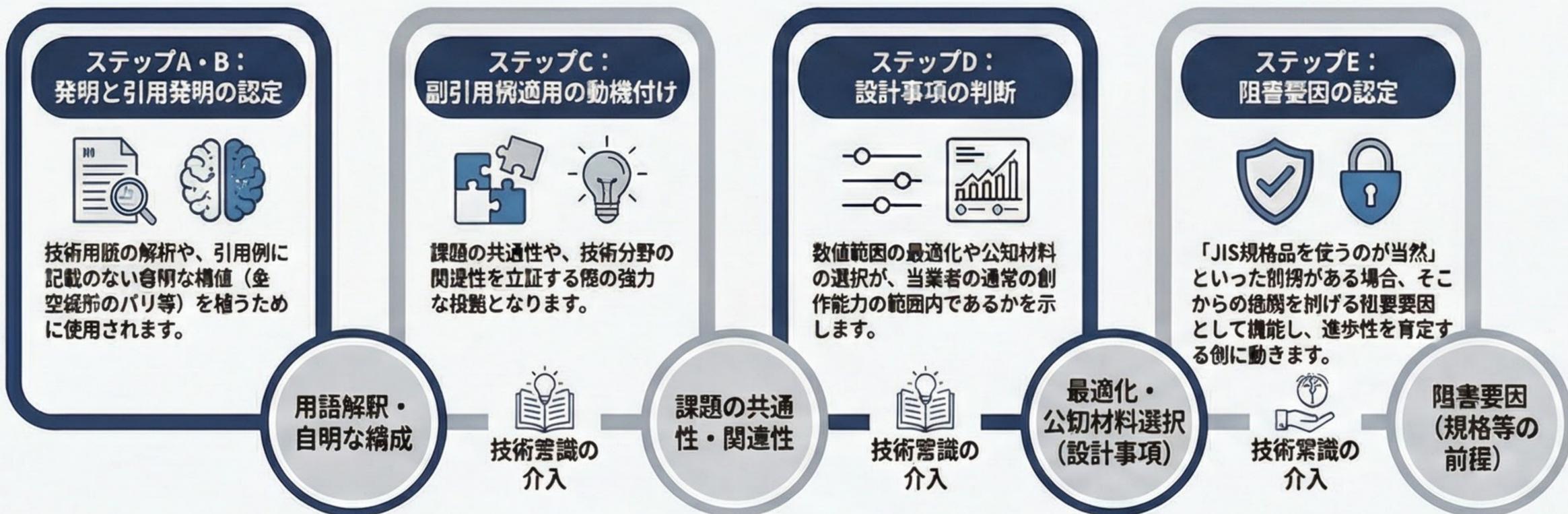


図1：技術常識等と暗黙知の関係
当業者に一統的に知られている技術。明文化された知識は立証容易だが、暗黙知は困難。社会的要請も含まれる。

実務上の留意点と立証戦略

- 証拠提示の個例：周知技術の認定には原則証拠が必要（用語解釈等の自明な事項では常に必要とは阻らない）。
- 有前な証拠の種類：一次資料（法令、官報、規格票、白書）を主軸、二次資料（業界誌、論文、プレスリリース）で補強。
- 職権認定における不意打ち防止：審判官の職権認定時、当事者に反論機会を与えることが不可欠。

裁判例に見る進歩性判断の結果（事例①～⑥）

事例番号	対象（テーマ）	技術常識の主な使われ方	判断結果
事例①	土木工事用不織布	黒色繊維の比率変更は設計事項	進歩性 ×
事例②	燃焼器及びボイラ	CO2低減は社会的要請であり課題が共通	進歩性 ×
事例③	ビークル（ドローン）	課題の共通性の立証不十分	進歩性 ○
事例④	木質複合材	数値の好適化は創作能力の範囲内	進歩性 ×
事例⑤	光フェルール	金型成形のバリの位置は必然	進歩性 ×
事例⑥	網管矢板式係船岸	JIS規格使用の前提が阻害要因	進歩性 ○

